

**国交省の「第10回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」2010年6月16日
今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（タタキ台） 抜粋**

第2章 個別ダム検証の理念

2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

個別ダムの検証を実施するに当たっては、基本的に次のような考え方により検討を行う。

(1) 検証の対象となるダム事業について、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。

(2) 個別ダムの検証は、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、ダム以外の方法による治水対策案を必ず作成する。

(3) 治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。

(4) 河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討する。

(5) 治水対策案は、河川や流域の特性に応じ、検討する。

(6) 評価に当たっては、現状（又は河川整備計画策定時点）における施設の整備状況や事業の進捗状況を原点として検討を行う。

(7) 各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。また、必要に応じ、各治水対策案について、局地的な大雨が発生する場合の状態を明らかにする。

(8) 検証に当たっては、各評価軸についての的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して総合的に評価を行う。

(9) 総合的な評価に当たって、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、これらの考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

(10) 科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

第3章 個別ダム検証の進め方

3. 1 検証を検討する主体

いわゆる「直轄ダム」は国土交通大臣が事業を実施するものであるが、その実務の大部分は地方整備局等（北海道については北海道開発局、沖縄については沖縄総合事務局、その他については地方整備局をいう。以下同じ。）が実施している。また、さらにいわゆる「水機構ダム」は独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という。）が、いわゆる「補助ダム」は都道府県がそれぞれ事業を実施している。こうしたことから、これまで地元関係者との調整や現地での調査等を行い、検証に必要な情報を保有しているのは、直轄ダムについては各地方整備局等、水機構ダムについては水機構、補助ダムに

については都道府県が主である。

したがって、個別ダムの検証については、国土交通大臣が「検証主体」ではあるが、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検証検討主体」となって、各地方で検証の検討を行うことが適切である。具体的には、国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証の検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証の検討を要請する。

-なお、水機構ダムについて各地方整備局も検証検討主体としているのは、後述するように、検証の検討においては水系全体で治水対策案を立案して評価していくことが必要であり、河川管理の実務の大部分を実施していることから、地方整備局とともに行うことが不可欠であるからである。

また、補助ダムについては、地方整備局等が必要に応じ協力する。

3. 2 検証の検討手順

個別ダムの検証は、当該検証ダムを含む案とダム以外の方法による案を立案して評価すること等によって行うが、検証に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることとし、予断を持たずに検証を行うことが重要である。手順としては、必要に応じ対象とするダム事業等の点検を行い、これを踏まえて、ダム案とダム以外の複数の治水対策案の立案を行い、立案した治水対策案が多い場合には、概略評価により2～5案程度の治水対策案を抽出し、立案又は抽出した治水対策案を環境への影響などの評価軸ごとに評価し、総合的な評価を行う。多目的ダム（直轄ダムについては特定多目的ダム法に規定する多目的ダム、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設としての多目的ダム、補助ダムについては河川管理者が利水事業者との協定に基づき兼用工作物として管理するダムをいう。）の場合は、利水の観点についても検討を行い、総合的な評価に反映させる。

3. 3 情報公開、意見聴取等の進め方

検証に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、各地方において次のような進め方で検討を行う。

・検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

・検証検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。

検証検討主体は、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

第5章 複数の治水対策案の立案

個別ダムの検証の検討においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、ダム以外の方法による治水対策

案を必ず作成する。**検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。**

そこで、治水対策案は、本章で示す(1)～(26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。

- (1) ダムの有効活用（ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等）
- (2) 遊水地（調節池）等
- (4) 放水路（捷水路）
- (5) 河道の掘削
- (6) 引堤
- (7) 堤防のかさ上げ（モバイルレバーを含む）
- (8) 河道内の樹木の伐採
- (9) 決壊しない堤防
- (10) 決壊しづらい堤防
- (11) 高規格堤防
- (12) 排水機場
- (13) 雨水貯留施設
- (14) 雨水浸透施設
- (15) 遊水機能を有する土地の保全
- (16) 部分的に低い堤防の存置
- (17) 霞堤の存置
- (18) 輪中堤
- (19) 二線堤
- (20) 樹林帯等
- (21) 宅地の嵩上げ、ピロティ建築等
- (22) 土地利用規制
- (23) 水田等の保全
- (24) 森林の保全
- (25) 洪水の予測、情報の提供等
- (26) 水害保険等

第8章 利水の観点からの検討

8. 1 検討の進め方

個別ダムの検証における利水の観点からの検討に当たっては、まず、**検証検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検証検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検**

討するよう要請する。利水参画者において代替案が検討された場合は、検証検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認する。

これらの内容を踏まえ、検証検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討する。

その後、概略検討により、利水対策案(代替案又は代替案の組合せにより立案する。)を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川 使用者や関係自治体が考えられる。意見聴取の後、利水対策案を評価軸ごとに検討し、利水対策案について総合的に検討する。

なお、利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。また、利水対策案の検討に当たっては、治水対策の検討と情報の共有を図りつつ行うこととする。

8. 2 利水代替案

検証対象となる利水対策としては以下の(1)～(4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の(5)～(18)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。

- (1) 多目的ダム
- (2) 河口堰
- (3) 湖沼開発
- (4) 流況調整河川
- (5) 河道外貯留施設(貯水池)
- (6) 利水単独ダム
- (7) ダム再開発(かさ上げ・掘削)
- (8) 他用途ダム容量の買い上げ
- (9) 水系間導水
- (10) 地下水取水
- (11) ため池(取水後の貯留施設を含む。)
- (12) 海水淡水化
- (13) 水源林の保全
- (14) ダム使用権等の振替
- (15) 既得水利の合理化・転用
- (16) 渇水調整の強化
- (17) 節水対策
- (18) 雨水・中水利用